

■教育行政のポイント

“部活動休養日”の設定

菱村 幸彦

新入社員が過労により自殺した電通事件をはじめとして、このところ長時間労働が社会問題となっている。政府は、いま内閣をあげて「働き方改革」に取り組んでいる。そんな中、松野博一文科相は、年頭の記者会見で、教員の業務負担の軽減に取り組む旨のメッセージを表明した。

文科相のメッセージは、業務負担の改善策として、[1] 業務改善モデル地域の指定、[2] 部活動休養日の設定と部活動指導員の制度化、[3] 業務改善アドバイザーの派遣の3点を掲げている。

「働き方改革」の焦眉の課題

日本の教員が諸外国に比して、長時間勤務の状況にあること、その原因が主として部活動の指導にあることは、2013年にOECD(経済協力開発機構)が行った国際教員指導環境調査(TALIS)等で明らかになっている(本紙526号参照)。

教員が運動部の顧問になると、平日の放課後だけでなく、土日も出勤して指導や引率に当たらざるを得ない。これでは「ブラック企業と同じだ」という批判の声も出ている。部活動の改善は、教員の働き方改革の喫緊の課題である。

文科省内のタスクフォースがまとめた報告書「学校現場における業務の適正化に向けて」(平成28年6月)は、部活動の負担を軽減する方策として、[1] 中学校で週2日以上、高校で週1日以上を目安に休養日を設定する、[2] 部活動指導員を法令上明確にする——方針を出している。文科相のメッセージは、その徹底を表明したものだ。

文科省は、早速、1月6日に部活動指導員の制度化についてパブリックコメントを発表した。3月末までに学校教育法施行規則に部活動指導員が位置付けられることとなろう。

同6日に文科省は、通知を発出して、「学校の決まりとして休養日を設定すること等を通じて、運動部活動の適切な運営を図ること」を要請した。

●中教審「学習指導要領答申」のポイントが一目でわかる! よくわかる中教審「学習指導要領」答申のポイント

【編集】新教育課程実践研究会 B5判・120頁／定価(本体1,800円)十税

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、小社HP <http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>をご利用ください。

実は、この点については、すでに平成9年に文科省の調査研究協力者会議がまとめた「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」で、[1] 中学校の運動部では週2日以上の休養日を設定すること、[2] 高等学校の運動部では、週1日以上の休養日を設定すること、[3] 練習試合や大会参加など土曜日や日曜日に活動する必要がある場合は、休養日を他の曜日で確保すること、[4] 運動部の活動は、長くても平日は2~3時間程度以内、土曜日・日曜日に実施する場合は、3~4時間程度以内で終えること——等の目安を示している。

教育委員会の方針として決める

目安を示してからほぼ20年経つが、実態はあまり変わっていない。スポーツ庁が昨年12月に公表した「平成28年度全国体力・運動能力等調査結果」によると、こんな状況だ。

「学校の決まりとして、部活動において、週に何日程度の休養日を設けているか」という設問に対する公立中学校の回答は、「週に1日」が55%、「週に2日以上」が16%、「設けていない」が22%となっている。目安の「週2日以上」は2割に達しない。また、土曜・日曜を合わせた部活動の時数は、男子生徒について最長が宮崎県の482分、最短が鳥取県の261分で、依然として土日の部活動が盛んである(女子もほぼ同じ)。

運動部活動の休養日は、教員の負担過重の解消の観点のみでなく、生徒のバランスのとれた生活と成長の観点からも必要である。勝利至上主義による行き過ぎた運動部活動は、生徒の健全な発達のために望ましくない。

部活動休養日の設定が生徒や保護者の関係から学校では決めにくい状況があるならば、教育委員会の方針として決めるべきだろう。

(ひしむら・ゆきひこ=国立教育政策研究所名誉所員)

